

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 5年 3月定例会	
議案番号 議案名	議案第 96号 訴えの提起について
議員名・会派名等	政策実現フォーラム・社民：原裕二、DELI、増田薫、工藤鈴子
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>会派、政策実現フォーラム・社民は、可能な限り本会議、委員会など公の場で、実際に討論した内容を議案に対する賛否態度に至った理由として以下、掲載しています</p> <p>政策実現フォーラム・社民の原ゆうじです。 議案第96号、訴えの提起について 政策実現フォーラム・社民、立憲民主党の両会派を代表して、賛成討論を行います。</p> <p>この議案は、本市の所有地のかかる相手方の持分一部移転請求権の仮登記について、消滅時効が完成したことに伴い、当該仮登記の抹消を請求するためのものです。</p> <p>まず、大前提として、所有地にこうした仮登記、今回は持分200分の1で所有権移転請求権の仮登記ですがついていた場合、これを解決しようとするのは当然のことと思います。</p> <p>そして、その解決策として今回、市は訴訟を起こすことを選択するとのことです。</p> <p>ですので、審査のポイントは、本市にとって訴訟が良いのか否かであると考えます。</p> <p>こうした考えに基づき、委員会審査ではまず訴えを起こすことのリスクについてお聞きしました。訴訟の行方については、すでに消滅時効が成立しているもので、結果についての心配はないと思います。しかし、相手側が控訴した場合、裁判が長引き、区画整理事業に与える影響、令和10年度の街びらきが遅れるリスクがあるのでは？又そうしたリスクがあるのであれば訴えるよりも「和解」を選択したほうが良いのではと思いこうした点を委員会ではお聞きしました。市の答弁から、裁判が長引いたとしても区画整理事業のスケジュールには影響がないこと。和解については、努力した結果、訴訟に至ったことが確認出来ました。</p> <p>こうしたことから、今回、リスクはほぼなく、訴えを起こすことは妥当と考え本議案には賛成といたします。皆様のご賛同をよろしくお願ひします。</p>